

さいたま市告示第1305号

公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請

（仮称）さいたまスポーツシュール推進施設整備事業アドバイザー業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和7年8月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

（仮称）さいたまスポーツシュール推進施設整備事業アドバイザー業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

実施要領等のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は45,367,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本事業企画提案書の招請日において、「令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）」に、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「計画策定業務」で登載されている者であること。

(2) 平成27年度以降に、国または地方公共団体から同種（PFI等によるスポーツ施設の整備に係る支援業務等）かつ同規模（延床面積3,000㎡程度）以上の業務を受託し、適切に履行を完了した実績を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第32号第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業 の別を問わず、本件に参加していないこと。

エ 「（仮称）さいたまスポーツシュール推進施設の整備に係る連携協定」の当事者（以下、「連携協定当事者」という。）と本件履行期間中に資本関係（親会社・子会社の関係等）若しくは人的関係（取締役等の兼務）にある又は関係となる見込みのある者

(4) 本件の招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者

入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 企画提案に係る実施要領の交付

企画提案書の提出を希望する者で、２の要件を満たす者に対し、実施要領等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア 業務主管課での交付

担当：さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室

所在地：さいたま市浦和区常盤６－４－４

連絡先：電話 ０４８（８２９）１７３７

FAX ０４８（８２９）１９９６

イ さいたま市ホームページからダウンロード

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【(仮称)さいたまスポーツシュール推進施設整備事業アドバイザー業務企画提案の募集について】

(2) 交付期間

本件の招請日から令和７年８月２０日（水）午後４時まで

(3) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思の表明手続を行わなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書 １部

イ ２(2)を証する書類（PDF形式）

ウ 会社概要がわかる資料（パンフレット等 PDF形式）

(2) 提出期間

３(2)に同じ

(3) 提出方法

ア 電子メールによる（詳細は実施要領のとおり）

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

３(1)アに同じ

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

3(2)に同じ

(2) 受付方法

ア 電子メールによる（詳細は実施要領のとおり）

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和7年8月25日（月）までに、さいたま市ホームページ上に随時公表する。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【(仮称)さいたまスポーツシュール推進施設整備事業アドバイザー業務企画提案の募集について】

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

実施要領のとおり

(2) 提出期間

令和7年9月2日（火）から令和7年9月4日（木）午後4時まで。

なお、郵送の場合は同日必着とし、郵送後に到着確認の電話を行うこと。

(3) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送

(4) 提出場所

3(1)アに同じ

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 事業者決定の方法

事業者の決定にあたっては、（仮称）さいたまスポーツシュール推進施設整備事業アドバイザー業務事業者選定委員会を実施し、選定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 企画提案書提出期限の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6－4－4

さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室

電話 048（829）1737 FAX 048（829）1996

メールアドレス sports-seisaku@city.saitama.lg.jp